

# 平成23年度入札・契約制度改正(建設工事)

小松市行政管理部管財課  
(平成23年4月1日改正)

## 1. 指名基準関係

「小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要領」第11条第11条別表第3 発注予定金額の範囲(土木一式工事)の備考欄を改正しました。

### 【要点】

- 1) Aランク業者の指名基準の緩和(地域性)
- 2) 小松市との除雪契約締結業者の指名基準の拡大(地域貢献)

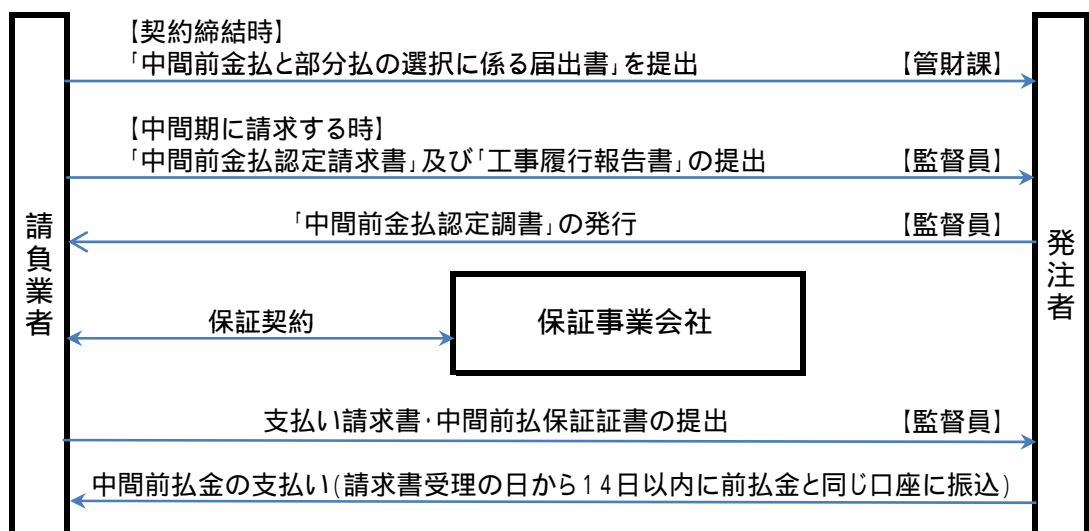
## 2. 契約関係

中間前金払制度を導入しました(「小松市公共工事の中間前金払取扱要領」参照)。

【目的】 公共工事請負業者への円滑な資金提供により、下請け業者への適切な支払いをはじめ、資金繰りの改善に寄与する。

### 【概要】

- 1) 中間前金払とは  
請負工事で、当初の前金払(請負代金額の10分の4以内)に追加して支払う前金払
- 2) 対象工事  
請負代金額が1件500万円以上(平成23年4月1日以降の発注工事)
- 3) 中間前金払の割合  
請負代金額の10分の2以内
- 4) 支払要件  
工期が2分の1以上を経過していること  
工程表により、工期の2分の1を計画するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。  
すでに行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。  
すでに前金払が支払い済みであること。
- 5) 手続きの流れ



### 3. 条件付き一般競争入札公告関係

#### 1) 建設業の許可及び配置予定技術者の要件

入札公告において、特別な場合を除いては建設業の許可及び監理技術者等の専任に関する制約を求めません。ただし、建設業法を遵守して下さい。

対象工事	改正前	改正後
予定価格 2 5 0 0 万円以上 ( 建築一式工事は予定価格 4 5 0 0 万円以上 )	主任又は監理技術者の専任配置	建設業法を遵守
	特定建設業の許可を有すること 監理技術者の専任配置	

#### 【特定建設業許可】

下請契約の総額が 3 , 0 0 0 万円以上 ( 建築一式工事 : 4 , 5 0 0 万円以上 ) となる場合

#### 【主任・監理技術者の専任】

工事一件の請負代金の額が 2 5 0 0 万円以上 ( 建築一式工事は 5 0 0 0 万円以上 ) となる場合  
下請代金の総額が 3 0 0 0 万円以上 ( 建築一式工事は 4 5 0 0 万円以上 ) となる場合は特定建設業の許可が必要であり、かつ監理技術者を専任で配置しなければならない。

注：主任・監理技術者の途中交代について、工事途中での交代は原則認めません。

ただし、主任・監理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合を除く。

#### 2) 予定価格の記載について

従来までは入札参加申請書締め切り後に予定価格を公表していましたが、今年度からは入札公告文に予定価格を公表します。

#### 3) 入札参加資格の確認について

「小松市条件付き一般競争入札実施要領」に基づき、入札参加資格の確認は入札参加申請書の提出期限の末日をもって行っていますので、公告文をよく熟読のうえ参加申請して下さい。

### 4. その他

#### 1) 入札時の工事費内訳書の添付について

改正前	改正後
税込予定価格 <u>1 3 0 万円以上</u> は工事費内訳書必要	税込予定価格 <u>5 0 0 万円以上</u> は工事費内訳書必要

ただし必ず積算のうえ入札すること。